

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月5日
【会社名】	アートsparkホールディングス株式会社
【英訳名】	ArtSpark Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 川端 一生 代表取締役社長 村上 匡人
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社セルシス 取締役管理部長 伊藤 賢 株式会社エイチアイ 取締役管理部部长 星 和彦
【最寄りの連絡場所】	株式会社セルシス 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号 株式会社エイチアイ 東京都目黒区東山一丁目4番4号
【電話番号】	株式会社セルシス (03) 6820-8006 株式会社エイチアイ (03) 3710-2985
【事務連絡者氏名】	株式会社セルシス 取締役管理部長 伊藤 賢 株式会社エイチアイ 取締役管理部部长 星 和彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	4,336,688,587円 (注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社セルシスの最近事業年度末日(平成22年10月31日)の株主資本の額(簿価)及び株式会社エイチアイの最近事業年度末日(平成23年3月31日)の株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,635,570株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、また、単元株式数は100株です。(注) 4

(注) 1 株式会社セルシス（以下「セルシス」といいます。）の発行済株式総数33,833株（平成23年10月31日現在）及び株式会社エイチアイ（以下「エイチアイ」といいます。）の発行済株式総数30,974株（平成23年9月30日現在）に基づき、セルシス及びエイチアイ（総称して、以下「両社」といいます。）による共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の株式移転比率（後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 4 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠（1）株式移転比率」をご参照下さい。）を勘案して算出してあります。ただし、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合（具体的には、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成（公開買付け）に係る契約（2）株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）第9条第2項をご参照下さい。以下、同じです。）、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、本株式移転の会社法上の効力発生日（以下「本株式移転日」といいます。）（平成24年4月2日）の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、実際に共同持株会社となるアートスパークホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

また、本株式移転日の前日までにセルシス又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

- 普通株式は、平成23年11月25日に開催された両社の取締役会決議（本株式移転計画の承認）、並びに平成24年1月26日に開催予定のセルシスの定時株主総会及び平成24年1月26日に開催予定のエイチアイの臨時株主総会の特別決議（本株式移転計画の承認）に基づき発行する予定です。
- 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場を行う予定です。
- 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転日（平成24年4月2日）の前日における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、セルシスの普通株式1株に対して100株、エイチアイの普通株式1株に対して105株の割合でそれぞれ割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となり、そのうち資本金に組み入れられる額は資本金組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において未確定であります。セルシスの最近事業年度末日（平成22年10月31日）現在における株主資本の額（簿価）及びエイチアイの最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は4,336,688,587円であり、発行価額の総額のうち1,000,000,000円が資本金に組み入れられる見込みであります。
- 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により平成24年4月2日から東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り、同規程施行規則第216条第1項。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第二部）への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第二部）への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】

(1) 経営統合の背景及び目的

国内の携帯端末周辺市場においては、スマートフォン、タブレット機器、超薄型軽量のノートPC等の登場とこれらの普及、及び高速で安価なインターネット回線やストレージサービスの伸長等により、多くの人々が豊富なデジタルコンテンツを楽しむことが出来る環境が急速に整備されつつあります。また、スマートフォンの出荷台数及び市場シェアが急速に拡大していく中で、フィーチャーフォン（従来型の多機能携帯端末）の出荷量は減少が続き、今後の携帯端末市場の中心はスマートフォンへと移行していくことが予想されております。

両社は、これまでフィーチャーフォンの領域を事業基盤とし、セルシスはアプリケーションレイヤーで、エイチアイはミドルウェアレイヤーで、それぞれの市場領域においてビジネスポジションを築いてまいりました。しかしながら、上記の事業環境の変化の中、両社はそれぞれの事業モデルが転換期にさしかかってきており、かかる変化を新たな成長機会として捉えて企業価値を継続的に向上させるためには、相互にシナジーのある技術力とビジネスポジションを持つ両社が経営統合し、共通の理念と戦略の下に、経営資源を結集して変化に適応できる事業総合力を獲得することが最良であるとの結論に至りました。このため両社は、平成23年11月25日付で経営統合に関する契約を締結いたしました。これにより、両社は、本株式移転日（平成24年4月2日）をもって当社の完全子会社となります。

本株式移転により両社が経営統合することにより、当社は、経営資源である人材、資金、知的財産、情報を横断的に有効活用することによって、既存事業領域における拡張と新規事業の創出を進めてまいります。具体的には、研究開発の共同化、要素技術の相互利用等により、セルシスの強みである二次元グラフィックスにおけるアプリケーション技術とエイチアイの強みである三次元グラフィックスにおけるミドルウェア技術、デザイン力等を融合し、製品群を多様化するとともに、今後益々隆盛するリッチグラフィックコンテンツ、ユーザーインターフェースの制作から流通に関わるソリューションの開発と提供に邁進してまいります。そして、中長期的には、デジタルコンテンツの活用シーンが拡大する局面において多様な製品、サービス、アプリケーションを集積し、新たなビジネスモデルを構築することでグループの企業価値の最大化を目指してまいります。

これらにより、相互事業の売上拡大（コア技術の相互活用による製品・サービスラインアップの拡充と顧客満足の実現、両社が今まで蓄積したノウハウ・人材を結集することによる開発技術力、営業力の向上等）、投資の選択と集中（一貫した戦略技術投資による開発負担の軽減と新事業創出機会の拡大等）、及び重複分野の合理化による生産性向上（両社の事業構造改革、組織の統廃合等による効率化の推進により、生産性・収益性の高いオペレーションの実現等）といった経営統合の効果が期待できます。

なお、詳細につきましては、平成23年11月25日付で公表しております両社プレスリリース「株式会社セルシスと株式会社エイチアイの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	アートスパークホールディングス株式会社 (英文名 : ArtSpark Holdings Inc.)		
(2) 事業内容	クリエイターサポート事業、電子書籍サポート事業、ミドルウェアの企画・開発・ライセンス販売・サポート、コンテンツ及びサービスの企画・制作・運用等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長	川端 一生	現 エイチアイ 代表取締役社長
	代表取締役社長	村上 匡人	現 セルシス 取締役
	取締役	川上 陽介	現 セルシス 顧問
	取締役	伊藤 賢	現 セルシス 取締役
	取締役	青山 智信	現 エイチアイ 取締役
	取締役	星 和彦	現 エイチアイ 取締役
	監査役（常勤）	渡辺 優	現 セルシス 監査役（常勤）
	監査役	大澤 孝	現 エイチアイ 監査役（常勤）
監査役	小高 正裕	現 セルシス 監査役	
(5) 資本金	10億円		
(6) 純資産	未定		
(7) 総資産	未定		
(8) 決算期	12月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、それぞれの株主総会による承認を前提として、平成24年4月2日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社となる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合(%)
(連結子会社) セルシス	東京都新宿区	907	クリエイターサポート事業、電子書籍サポート事業	100.0
エイチアイ	東京都目黒区	1,205	ミドルウェアの企画・開発・ライセンス販売・サポート、コンテンツ及びサービスの企画・制作・運用	100.0

- (注) 1 両社とも有価証券報告書の提出会社であります。
- 2 本株式移転に伴う当社設立日（平成24年4月2日）をもって、両社は、当社の株式移転完全子会社となることを予定しており、それぞれ平成24年3月28日（予定）をもって上場廃止となります。
- 3 当社の完全子会社となるセルシスの最近事業年度末日（平成22年10月31日）現在の状況及びエイチアイの最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在の状況については、以下のとおりです。

() セルシスの概要

() 事業内容

セルシスは、コンテンツ(1)文化であるアニメ、マンガ産業がより活性化することを目的に、様々な角度からIT技術で支援しております。

アニメ作品、マンガ作品、イラスト作品の制作をパソコンで可能にするソフトウェア、また、第三世代携帯電話(2)を中心とした新しいデジタルメディア(3)でマンガ作品が読めるビューア(4)や、そのオーサリング(5)ツールなど、アニメ、マンガ産業のニーズに特化した開発を行っております。

このような技術開発を基にセルシスにおきましては、電子書籍サポート事業及びクリエイターサポート事業の2事業を営んでおります。

電子書籍サポート事業におきましては、携帯電話を始めとする各種プラットフォームへ、総合電子書籍ビューア「BookSurfing」を中心とした電子書籍配信ソリューション(6)を提供いたしております。また、関連会社5digistar株式会社は、Flash(7)向けビューア「StarViewer」の開発・販売を行っております。

クリエイターサポート事業におきましては、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」、イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」等の制作ソフトウェアの開発・販売を行っております。また、インターネットを通じて、イラスト、マンガ、アニメ、小説を制作するクリエイターの創作活動をトータルに応援するサイト「CLIP」を開始しており、次期事業年度でも経営リソースを開発等に傾注し、セルシスにおける次の事業の柱として推進してまいります。

なお、前事業年度まで事業の部門別セグメントとして分けておりましたコンテンツ制作事業につきましては、モバイルコンテンツ受託制作業務を電子書籍サポート事業に、マルチメディア(8)コンテンツ受託制作業務をクリエイターサポート事業にそれぞれ統合しております。

各事業の具体的な内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) セルシス」をご参照下さい。

1 コンテンツ

音楽、映画、アニメ、ゲームなどの、娯楽や教養のために文字・音声・画像・映像などを使用して創作する内容もしくは創作物のこと。

2 第三世代携帯電話

第三世代の携帯電話方式の総称。国際電気通信連合が定める「IMT-2000」規格に準拠したデジタル携帯電話のこと。高速なデータ通信やマルチメディアを利用した各種のサービスなどが提供されている。

3 デジタルメディア

デジタル技術を使った文字・音声・画像・映像などの表現を可能とする媒体のこと。

4 ビューア

文章・音声・画像・映像などのコンテンツをスムーズに閲覧するためのソフトウェアのこと。

5 オーサリング

文字・画像・音声・映像といった複数の情報をコンピュータ上で編集・統合し、ひとつのデータやタイトルにまとめること。

6 ソリューション

さまざまな物事、ビジネス、サービスにおける問題、課題を解決するためのコンピュータシステム及びサービスの総称のこと。

7 Flash

Adobe Systems社が開発している音声・画像・映像・ゲームなどを扱うための規格、及びそれらを制作する同社のソフトウェア群の名称のこと。

8 マルチメディア

コンピュータ上で文字・画像・音声・映像など様々な形態の情報を統合して扱う媒体のこと。利用者の操作に応じて情報の表示や再生の仕方に変化が生まれる双方向性(インタラクティブ性)を有する。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(関連会社) 5digistar株式会社	兵庫県神戸市中央区	258,880	ソフトウェア開発	直接13.7	ソフトウェア開発の外注、役員 の兼任1名

(注) セルシスが保有する持分は100分の20未満ですが、セルシスが実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。

() エイチアイの概要

() 事業内容

エイチアイグループは、エイチアイ及び連結子会社3社(HI CORPORATION America, Inc.、HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.、HI KOREA & CO.)により構成されております(エイチアイ及び当該連結子会社3社を、以下「エイチアイグループ」といいます。)

エイチアイグループは、快適なヒューマンインターフェース(注1)の創造による「豊かなコンピューターライフの実現」を企業理念としております。ユーザーがコンピューターやプログラム等の存在を意識せず、さまざまな電子機器を簡単かつ有効に利用できるようなソリューションの提供によって、ユビキタスコンピューティング(注2)の環境が確立されていくこれからの社会に貢献することは、極めて重要なことと考えております。

エイチアイグループは、ミドルウェア(注3)の企画・開発・ライセンス販売・サポートを行う「ミドルウェア事業」と、これらのノウハウを活かしたコンテンツ(注4)やサービスの企画・制作・運用を行う「アプリケーション事業」を主たる事業としております。

各事業の具体的な内容とエイチアイ及び連結子会社の当該事業に係る位置付けにつきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) エイチアイ」をご参照下さい。

<用語解説>

- (注1) ヒューマンインターフェース（コンピューターと人間の間で情報のやりとりを行う境界。マンマシンインターフェースとも言い、その実装はハードウェアとソフトウェアの協調動作によって提供される。）
- (注2) ユビキタスコンピューティング（社会の至るところにコンピューターが存在し、コンピューター同士が自律的に連携して動作することにより、いつでもどこでもコンピューターを使える環境を実現し、利便性や安全性、快適性を追求し、人間の生活を強力にバックアップする技術。）
- (注3) ミドルウェア（OS上で動作し、アプリケーションソフトに対してOSよりも高度で具体的な機能を提供するソフトウェアで、OSとアプリケーションソフトの中間的な性格をもつソフトウェア。）
- (注4) コンテンツ（情報の中身。）

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) HI CORPORATION America, Inc.	米国カリフォルニア州	米ドル 399,985	ミドルウェア事業	100.0	米国における携帯電話へのエンジンのポーティング・開発及び市場調査の委託、役員の兼任5名。
HI CORPORATION Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 600,000	ミドルウェア事業	100.0	エンジン及びツールの開発の委託、役員の兼任3名。
HI KOREA & CO.	韓国ソウル特別市	韓国ウォン 250,000,000	ミドルウェア事業	100.0	韓国における販売及びマーケティング活動、顧客サポートの委託、役員の兼任3名。

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 HI KOREA & CO. は、平成23年10月19日開催の取締役会において、清算手続きに入ることを決議しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定です。「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社となるセルシス又はエイチアイとの役員の兼任関係は、「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社となる両社間の営業上の取引関係は、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在特にありませんが、ソフトウェア開発業務に係る業務委託等を相互に行うことを予定しております。また、当社と両社及び両社の関係会社との間で営業上の取引を行うことは、本届出書提出日現在予定していません。

2 【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成(公開買付け)に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、それぞれの株主総会による承認を前提として、平成24年4月2日（予定）に当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を平成23年11月25日の両社取締役会において決定いたしました。なお、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立することを合意する経営統合に関する契約を締結しております。

本株式移転計画に基づき、セルシスの普通株式1株に対して当社の普通株式100株を、エイチアイの普通株式1株に対して当社の普通株式105株をそれぞれ割当て交付します。

本株式移転計画においては、平成24年1月26日に開催予定のセルシスの定時株主総会及び平成24年1月26日に開催予定のエイチアイの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、新株予約権の取扱い、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）、

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社セルシス（以下「甲」という。）と株式会社エイチアイ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により持株会社を設立することについて合意したので、次のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、会社法第772条に定める株式移転の方法により、第7条に定める株主総会の承認を得ることを条件として、甲及び乙の完全親会社となる会社（以下「持株会社」という。）を新たに設立し、その成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を持株会社に取得させる共同株式移転（以下「本株式移転」という。）を行い、これにより甲及び乙は持株会社の完全子会社となる。

第2条（持株会社の概要）

持株会社の概要は以下の通りとする。

(1) 目的

別紙1「アートスパークホールディングス株式会社定款」第2条記載の通りとする。

(2) 商号

「アートスパークホールディングス株式会社」とし、英文では「ArtSpark Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店所在地

東京都新宿区とする。

(4) 発行可能株式総数

25,000,000株とする。

(5) その他の定款で定める事項

別紙1「アートスパークホールディングス株式会社定款」記載の通りとする。

(6) 設立時取締役の氏名

持株会社の設立時における取締役候補者は以下の通りとする。

代表取締役会長 川端 一生

代表取締役社長 村上 匡人

取締役 川上 陽介

取締役 伊藤 賢

取締役 青山 智信

取締役 星 和彦

(7) 設立時監査役の氏名

持株会社の設立時における監査役候補者は以下の通りとする。

監査役（常勤） 渡辺 優

監査役 大澤 孝

監査役 小高 正裕

(8) 設立時会計監査人の名称

持株会社の設立時における会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。

(9) 株主名簿管理人の名称

持株会社の設立時における株主名簿管理人は三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(10) 資本金及び準備金の額に関する事項

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 資本準備金の額 金2億5千万円

(c) 利益準備金の額 金0円

第3条（本株式移転に際して交付する株式数及び割当てに関する事項等）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が成立日の前日（以下「基準時」という。）における甲乙それぞれの最終の株主名簿に記載された株主に対し、それぞれの保有する甲及び乙の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に100を乗じて得られる数及び乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に105を乗じて得られる数の合計数と同数の持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の普通株式の割当てについては、基準時における、甲乙それぞれの最終の株主名簿に記載された株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割当交付する。
 - (1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して持株会社の普通株式100株
 - (2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して持株会社の普通株式105株
3. 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、交付株式も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

第4条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第1回新株予約権（その内容は別紙2「セルシス第1回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第1回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第1回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第1回新株予約権の総数と同数の持株会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「持株会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第1回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第1回新株予約権1個につき持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第2回新株予約権（その内容は別紙4「セルシス第2回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第2回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第2回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第2回新株予約権の総数と同数の持株会社の第2回新株予約権（その内容は別紙5「持株会社第2回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第2回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第2回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第2回新株予約権1個につき持株会社第2回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
3. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第3回新株予約権（その内容は別紙6「セルシス第3回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第3回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第3回新株予約権の総数と同数の持株会社の第3回新株予約権（その内容は別紙7「持株会社第3回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第3回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第3回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第3回新株予約権1個につき持株会社第3回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
4. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第4回新株予約権（その内容は別紙8「セルシス第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第4回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第4回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第4回新株予約権（その内容は別紙9「持株会社第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第4回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第4回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第4回新株予約権1個につき持株会社第4回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
5. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第5回新株予約権（その内容は別紙10「セルシス第5回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第5回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第5回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第5回新株予約権の総数と同数の持株会社の第5回新株予約権（その内容は別紙11「持株会社第5回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第5回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第5回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第5回新株予約権1個につき持株会社第5回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。

6. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第6回新株予約権（その内容は別紙12「セルシス第6回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「セルシス第6回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、セルシス第6回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているセルシス第6回新株予約権の総数と同数の持株会社の第6回新株予約権（その内容は別紙13「持株会社第6回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第6回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第6回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたセルシス第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するセルシス第6回新株予約権1個につき持株会社第6回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
7. 持株会社は、本株式移転に際して、乙の第3回新株予約権（その内容は別紙14「エイチアイ第3回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「エイチアイ第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、エイチアイ第3回新株予約権に代わり、乙が基準時現在発行しているエイチアイ第3回新株予約権の総数と同数の持株会社の第7回新株予約権（その内容は別紙15「持株会社第7回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第7回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第7回新株予約権の割当てについては、基準時における乙の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエイチアイ第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエイチアイ第3回新株予約権1個につき持株会社第7回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。
8. 持株会社は、本株式移転に際して、乙の第4回新株予約権（その内容は別紙16「エイチアイ第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「エイチアイ第4回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、エイチアイ第4回新株予約権に代わり、乙が基準時現在発行しているエイチアイ第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第8回新株予約権（その内容は別紙17「持株会社第8回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第8回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第8回新株予約権の割当てについては、基準時における乙の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエイチアイ第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエイチアイ第4回新株予約権1個につき持株会社第8回新株予約権1個の割合をもって割り当てるものとする。

第5条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、本計画につき第7条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られた場合には、持株会社の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、甲及び乙が保有している自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、実務上消却可能な範囲において、本株式移転により持株会社が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をもって消却する。

第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の成立の日は平成24年4月2日（以下「成立日」という。）とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、合意により成立日を変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、平成24年1月26日にそれぞれ株主総会（以下「株式移転計画承認株主総会」という。）を開催し、本計画の内容に基づいて本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、合意により株式移転計画承認株主総会の会日を変更することができる。

第8条（株式上場）

持株会社は、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場を予定するものとし、甲及び乙は相互に協議の上、可能な限り協力して当該上場に必要の手続を行う。

第9条（その他）

1. 会社財産の管理の善管注意義務

甲及び乙は、本計画作成後、成立日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、本計画に特段の定めがある場合を除き、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

2. 事情変更

本計画作成後、成立日に至るまでの間に、甲及び乙の財産もしくは経営状態又は本計画に定める本株式移転に関する条件の前提となった諸事情に重大な変動を生じた場合、これらに隠れた重大な瑕疵が発見された場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲又は乙のいずれかが本計画に定める義務を履行しなかった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

3. 本計画の効力

本計画作成の日から成立日までの間に、以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本株式移転は実行されず、本計画はその効力を失うものとする。

(1) 前項に基づき、本株式移転を中止する場合。

(2) 甲又は乙のいずれかにおいて、第7条に定める株式移転計画承認株主総会又は法令に定める関係官庁の承認が得られなかった場合。

4. 準拠法及び管轄裁判所

本計画は日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本計画の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

5. 協議事項

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲乙誠実に協議の上、決定する。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月25日

甲 : 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
パシフィックマークス新宿パークサイド2階
株式会社セルシス
代表取締役社長 野崎 慎也 印

乙 : 東京都目黒区東山一丁目4番4号
目黒東山ビル5階
株式会社エイチアイ
代表取締役社長 川端 一生 印

別紙1「アートsparkホールディングス株式会社定款」

定 款

アートsparkホールディングス株式会社

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、アートsparkホールディングス株式会社と称し、英文では、ArtSpark Holdings Inc.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理、

1. コンピュータに関するソフトウェア並びに周辺機器の企画、開発、販売、使用許諾及び保守管理
2. インターネット等の通信ネットワークを利用した情報提供サービス
3. デジタルコンテンツの企画、制作、加工、販売及び賃貸
4. 広告、宣伝、テレビ・ラジオ番組、出版物の企画、制作及び販売
5. 広告、宣伝、テレビ・ラジオ番組、出版物に利用される映像音楽の企画、制作及び販売
6. 映像、音楽制作に利用される装置の企画、開発、製造、販売及び保守管理
7. 電算機に関するソフトウェアの開発・制作・販売及びその使用に関するコンサルティング
8. 電算機による計算業務の受託
9. 情報通信システムに係る機器の製造及び販売
10. 前各号に付帯関連する一切の業務

（2）当社がその株式を所有する他の会社への経営指導

（3）第1号1乃至10に掲げる事業

（4）前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集時期）

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は、9名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第26条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の数）

第31条 当社の監査役は、3名以内とする。

（監査役の選任）

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集手続）

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第36条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

（報酬等）

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計算

（事業年度）

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

（剰余金配当の基準日）

第44条 当社の期末配当の基準日は毎年12月31日とする。

2 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第45条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当財産には利息を付けない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第43条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から同年12月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第29条及び第37条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結時までの当会社の取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ次のとおりとする。

（1）取締役 年額5億円以内

（2）監査役 年額6,000万円以内

（附則の削除）

第3条 本附則第1条乃至本条の規定は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上

別紙2「セルシス第1回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第1回新株予約権

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成16年8月3日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式3株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5万3,334円に4.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成18年2月1日から平成26年1月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、平成16年1月28日開催の当社定時株主総会及び平成16年7月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額は、5.に定める額の1株当たりの額とし、株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額の2分の1の額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 新株予約権行使により発行された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、新株予約権の権利行使が11月1日にあったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙3「持株会社第1回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は300株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成26年1月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上

別紙4「セルシス第2回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第2回新株予約権

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成16年8月3日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式3株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5万3,334円に4.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成18年2月1日から平成26年1月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、平成16年1月28日開催の当社定時株主総会及び平成16年7月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額は、5.に定める額の1株当たりの額とし、株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額の2分の1の額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 新株予約権行使により発行された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、新株予約権の権利行使が11月1日にあったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙5「持株会社第2回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は300株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成26年1月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社と協力関係にあることを要する。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上

別紙6「セルシス第3回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第3回新株予約権

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成17年10月28日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式3株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5万3,334円に4.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月1日から平成27年2月15日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年2月16日開催の当社臨時株主総会及び平成17年10月21日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額は、5.に定める額の1株当たりの額とし、株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額の2分の1の額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 新株予約権行使により発行された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、新株予約権の権利行使が11月1日にあったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙7「持株会社第3回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は300株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成27年2月15日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上

別紙8「セルシス第4回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第4回新株予約権

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成18年7月28日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式3株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額8万円に4.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年2月1日から平成28年1月24日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、平成18年1月25日開催の当社定時株主総会及び平成18年7月28日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額中資本に組入れない額

新株予約権の行使により発行すべき株式の発行価額は、5.に定める額の1株当たりの額とし、株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額の2分の1の額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 新株予約権行使により発行された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、新株予約権の権利行使が11月1日にあったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙9「持株会社第4回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は300株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金800円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成28年1月24日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上

別紙10「セルシス第5回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第5回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換に金銭の払込を要しない。

3. 新株予約権の割当日

平成19年11月26日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式1株

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、金13万9,555円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成19年11月26日から平成28年11月25日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、平成19年1月30日開催の第16回定時株主総会及び平成19年11月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が7.に定める規定により、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併による消滅、ならびに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以上

別紙11「持株会社第5回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,396円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成28年11月25日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当を受けた者が、7.に定める規定により新株予約権を行使し得なくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

以上

別紙12「セルシス第6回新株予約権の内容」

株式会社セルシス第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社セルシス第6回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の割当日

平成22年11月15日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法

新株予約権1個につき普通株式1株

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。払込金額は、金11万9,000円とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月15日から平成31年10月31日までとします。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとします。

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができるものとします。この場合においては、新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。

その他の条件については、平成22年1月28日開催の第19回定時株主総会及び平成22年11月12日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が7.に定める規定により新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が吸収合併による消滅、ならびに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

以上

別紙13「持株会社第6回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,190円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月15日から平成31年10月31日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、その者が保有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨を取締役会で決議することができるものとする。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当を受けた者が、7.に定める規定により新株予約権を行使し得なくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

以上

別紙14「エイチアイ第3回新株予約権の内容」

株式会社エイチアイ第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エイチアイ第3回新株予約権

2. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

3. 新株予約権の発行日

平成17年1月25日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 4株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金27万5,000円

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金6万8,750円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合及び平成14年4月1日改正前商法第341条ノ16の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成18年2月1日から平成26年1月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記7.により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額

新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

12. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び条件

上記7. 及び8. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

13. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の利益配当金又は中間配当金

新株予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙15「持株会社第7回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は420株とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金655円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成26年1月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の子会社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、又は当社が完全子会社となる株式移転についての株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記7.により新株予約権を行使し得なくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は、新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の際の新株予約権の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権者に対して、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を交付する。ただし、当該株式交換についての株式交換契約又は当該株式移転についての株式移転計画を承認する株主総会において、その交付する新株予約権の内容として、以下に定める方針に沿った決議がなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件、並びに完全親会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記7.及び8.に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

別紙16「エイチアイ第4回新株予約権の内容」

株式会社エイチアイ第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エイチアイ第4回新株予約権

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償とする。

3. 新株予約権の発行日

平成18年3月16日

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 1株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

金6万8,750円

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金6万8,750円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合及び平成14年4月1日改正前商法第341条ノ16の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成28年2月29日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の関連会社等の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の関連会社等の役員又は従業員であることを要する。また、当社の関連会社等の取締役又は従業員は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記7.により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株の発行価額中資本に組入れない額

新株の発行価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

12. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び条件

上記7. 及び8. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

13. 新株予約権の行使により新株を発行する場合においてその新株に対する最初の利益配当金又は中間配当金

新株予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株の発行があったものとみなしてこれを支払う。

以上

別紙17「持株会社第8回新株予約権の内容」

アートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

アートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権

2. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社の成立の日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は105株とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金655円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月2日から平成28年2月29日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の関連会社等の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の関連会社等の役員又は従業員であることを要する。また、当社の関連会社等の取締役又は従業員は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、又は当社が完全子会社となる株式移転についての株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記7.により新株予約権を行使し得なくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券

当社は、新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

12. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の際の新株予約権の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権者に対して、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を交付する。ただし、当該株式交換についての株式交換契約又は当該株式移転についての株式移転計画を承認する株主総会において、その交付する新株予約権の内容として、以下に定める方針に沿った決議がなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件、並びに完全親会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記7. 及び8. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

4 【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	セルシス	エイチアイ
株式移転比率 (注) 1	1	1.05

(注) 1 セルシスの普通株式 1 株に対して当社の普通株式100株を、エイチアイの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 105株をそれぞれ割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、当社は、100株を 1 単位とする単元株制度の採用を予定しております。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 6,635,570株

上記は、セルシスの発行済株式総数33,833株（平成23年10月31日現在）及びエイチアイの発行済株式総数30,974株（平成23年9月30日現在）を前提として算出しております。なお、両社は、本株式移転日（平成24年4月2日）の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転日の前日までにセルシス又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単位（100株）未満の当社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるエイチアイの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容及びその算定根拠等

算定の基礎

両社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、セルシスは有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）を、エイチアイは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、両社について市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。トーマツによる算定結果の概要は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、セルシスの普通株式 1 株に対する、エイチアイの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価法	1.01～1.05
	DCF法	0.73～1.13

なお、市場株価法については、平成23年11月24日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測であり協議・判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成23年11月24日現在までの上記情報等を反映したものであります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、野村證券は、両社株式に市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びDCF法による算定を行いました。野村證券による算定結果の概要は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、セルシスの普通株式1株に対する、エイチアイの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価平均法	1.01～1.05
	類似会社比較法	0.56
	DCF法	0.84～1.02

なお、市場株価平均法については、平成23年11月24日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画、及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツ及び野村證券がDCF法の前提としたセルシスの利益計画は、営業利益、経常利益及び当期純利益について、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、セルシスの主要事業の1つであるクリエイターサポート事業において、当該事業の機軸としてCLIP事業を推進することにより、売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

また、トーマツ及び野村證券がDCF法の前提としたエイチアイの利益計画は、営業利益、経常利益及び当期純利益が黒字化することを予想しており、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、エイチアイが従来から戦略として推し進めてきた携帯端末以外のデジタル家電分野等への事業展開・拡大により、順調に業績回復が期待でき、その後もミドルウェア事業の売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

算定の経緯

上記のとおり、セルシスはトーマツに、エイチアイは野村證券に、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成23年11月25日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関であるトーマツ及び野村證券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

当社の普通株式の単元株式数は100株ですが、両社の普通株式において単元株制度は採用されておりません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法

セルシス又はエイチアイの株主が、その有するセルシス又はエイチアイの普通株式につき、セルシス又はエイチアイに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年1月26日開催予定のセルシスの定時株主総会又は平成24年1月26日開催予定のエイチアイの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれセルシス又はエイチアイに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日（平成24年1月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

ア セルシス

議決権の行使の方法としては、平成24年1月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、セルシスに平成24年1月25日午後6時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思があったものとして取扱い

イ エイチアイ

議決権の行使の方法としては、平成24年1月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、エイチアイに平成24年1月25日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思があったものとして取扱い

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転日（平成24年4月2日）の前日における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、株券電子化前に株券等の保管振替制度を利用していた株主であるか株券電子化に伴って特別口座に記録された株主であるかを問わず、特段の手続を要することなく、自己のセルシス又はエイチアイの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法

セルシスが発行している第1回から第6回までの新株予約権並びにエイチアイが発行している第3回及び第4回の新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権は発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法

当社は新株予約権証券を発行しませんので、特段の手続は不要です。

8 【組織再編成に関する手続(公開買付けに関する手続)】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、両社が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、セルシスにおいてはエイチアイの、エイチアイにおいてはセルシスの最終事業年度に係る計算書類等の内容、並びに両社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、セルシスは平成24年1月6日より、エイチアイは平成24年1月11日より、それぞれその本店に備え置く予定です。

の書類は、平成23年11月25日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、両社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類です。の書類は、セルシスの平成23年10月期の計算書類等又はエイチアイの平成23年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、セルシスについては平成23年10月期の末日後に、エイチアイについては平成23年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日（セルシス）	平成23年10月31日
株式移転計画承認取締役会（両社）	平成23年11月25日
株式移転計画作成及び統合契約書締結（両社）	平成23年11月25日
臨時株主総会基準日設定公告（エイチアイ）	平成23年12月5日
臨時株主総会基準日（エイチアイ）	平成23年12月20日
株式移転計画承認定時株主総会（セルシス）	平成24年1月26日（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（エイチアイ）	平成24年1月26日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（セルシス）	平成24年3月28日（予定）
大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）上場廃止日（エイチアイ）	平成24年3月28日（予定）
本株式移転日（会社法上の効力発生日）	平成24年4月2日（予定）
当社上場日	平成24年4月2日（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式

セルシス又はエイチアイの株主が、その有するセルシス又はエイチアイの普通株式につき、セルシス又はエイチアイに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使する方法につきましては、「6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利 (1) 普通株式に関する取扱い 買取請求権の行使の方法」の記載をご参照下さい。

新株予約権

セルシスが発行している第1回から第6回までの新株予約権並びにエイチアイが発行している第3回及び第4回の新株予約権については、「6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利 (2) 新株予約権に関する取扱い 買取請求権の行使の方法」に記載のとおり、新株予約権買取請求権は発生しません。

第2 【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、セルシスの最近会計年度（平成22年10月期）（単体）及びエイチアイの最近会計年度（平成23年3月期）（連結）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	（百万円）	4,931
経常利益	（百万円）	607
当期純利益	（百万円）	371

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社のそれぞれの最近会計年度（セルシスは単体、エイチアイは連結）に係る主要な経営指標等は、以下のとおりです。

(1) セルシス

経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月
売上高（千円）	1,120,480	1,773,138	2,445,754	2,695,664	2,721,120
経常利益（千円）	88,278	71,887	432,200	474,421	504,761
当期純利益（千円）	75,247	38,566	240,744	272,969	295,388
純資産額（千円）	925,088	1,338,001	1,605,847	1,886,687	2,175,187
総資産額（千円）	1,180,453	1,659,032	2,224,656	2,369,113	2,698,064
1株当たり純資産額（円）	35,061.14	45,431.45	53,522.39	61,810.89	70,503.14
1株当たり当期純利益金額（円）	3,055.37	1,311.80	8,152.53	9,141.32	9,740.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	1,252.48	7,762.68	8,718.55	9,344.79
自己資本比率（％）	78.4	80.6	71.7	78.9	80.0
自己資本利益率（％）	10.2	3.4	14.6	15.8	14.7
株価収益率（倍）	-	-	12.6	24.9	10.4
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	195,152	35,161	636,686	201,141	748,527
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	205,953	206,733	680,429	427,241	617,532
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	245,819	343,580	5,060	8,474	6,773
現金及び現金同等物の期末残高 （千円）	793,788	655,796	627,114	392,539	516,760
従業員数（人）	89 (85)	119 (102)	139 (107)	122 (61)	118 (38)

（注）1 セルシスは連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、セルシス株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4 第16期の株価収益率はセルシス株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。

5 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

6 セルシスは平成18年9月5日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

なお、第16期の1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

(2) エイチアイ

連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高（千円）	2,225,785	2,343,599	1,917,777	2,258,603	2,210,432
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	345,244	155,305	103,144	52,722	102,988
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	166,139	43,653	275,387	54,143	76,050
純資産額（千円）	1,026,873	2,265,502	1,951,977	1,903,023	2,187,247
総資産額（千円）	1,722,568	2,557,275	2,199,177	2,065,036	2,534,789
1株当たり純資産額（円）	44,861.24	79,474.58	68,399.25	66,669.81	70,640.68
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）（円）	7,301.53	1,557.35	9,652.38	1,897.07	2,577.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	1,370.27	-	-	2,402.49
自己資本比率（％）	59.6	88.6	88.8	92.2	86.3
自己資本利益率（％）	17.8	2.7	-	-	3.7
株価収益率（倍）	-	118.79	-	-	44.24
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	424,092	65,716	408,003	96,410	405,762
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	68,394	279,839	253,149	284,775	298,559
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	91,242	1,026,752	27,061	19,807	408,242
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	895,755	1,661,240	933,784	727,036	1,230,742
従業員数（人）	139	150	160	164	163

（注）1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はありますが、第18期についてはエイチアイ株式は非上場であることから期中平均株価が把握できないため、また、第20期及び第21期については1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3 第18期の株価収益率については、エイチアイ株式は非上場のため、また、第20期及び第21期については、当期純損失を計上しておりますので記載しておりません。

4 第20期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しておりますので記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

平成23年11月25日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転により当社を設立することについて合意に達し、両社の取締役会において「経営統合に関する契約書」の締結及び「株式移転計画書」の共同作成を決議しました。

平成24年1月26日 セルシスは、その定時株主総会において、両社が共同株式移転の方法により当社を設立し、セルシスがその完全子会社になることについて決議する予定です。また、エイチアイは、その臨時株主総会において、両社が共同株式移転の方法により当社を設立し、エイチアイがその完全子会社になることについて決議する予定です。

平成24年4月2日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社普通株式を、東京証券取引所に上場する予定です。

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社のそれぞれの有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）をご参照下さい。

3 【事業の内容】

当社は、コンピュータに関するソフトウェア並びに周辺機器の企画、開発、販売、使用許諾及び保守管理等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯関連する事業を行う予定です。

また、完全子会社となる両社のそれぞれの事業の内容は以下のとおりです。

(1) セルシス

セルシスの事業内容の概要は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等」(2) イ()「() 事業内容」をご参照下さい。
各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

電子書籍サポート事業

セルシスは、携帯電話利用者にコンテンツを配信するコンテンツプロバイダー（ 1 ）もしくは通信キャリア（ 2 ）に対して、セルシスが開発した総合電子書籍ビューア「BookSurfing」の提供・使用許諾を行い、当該ビューアを使用したコンテンツ売上に対する一定料率のロイヤリティ（ 3 ）を受け取っております。

本事業ではこの他、マンガ等の出版物を携帯端末向けに加工するためのオーサリングソフトウェア「ComicStudioEnterprise」の開発及び販売（貸与）や、コンテンツ配信用のデータサーバー（ 4 ）「ComicDC」の開発及び提供等も行っております。

1 コンテンツプロバイダー

デジタル化されたコンテンツを提供する事業者の総称のこと。

2 通信キャリア

固定電話や携帯電話等の電気通信サービスを提供する会社のこと。

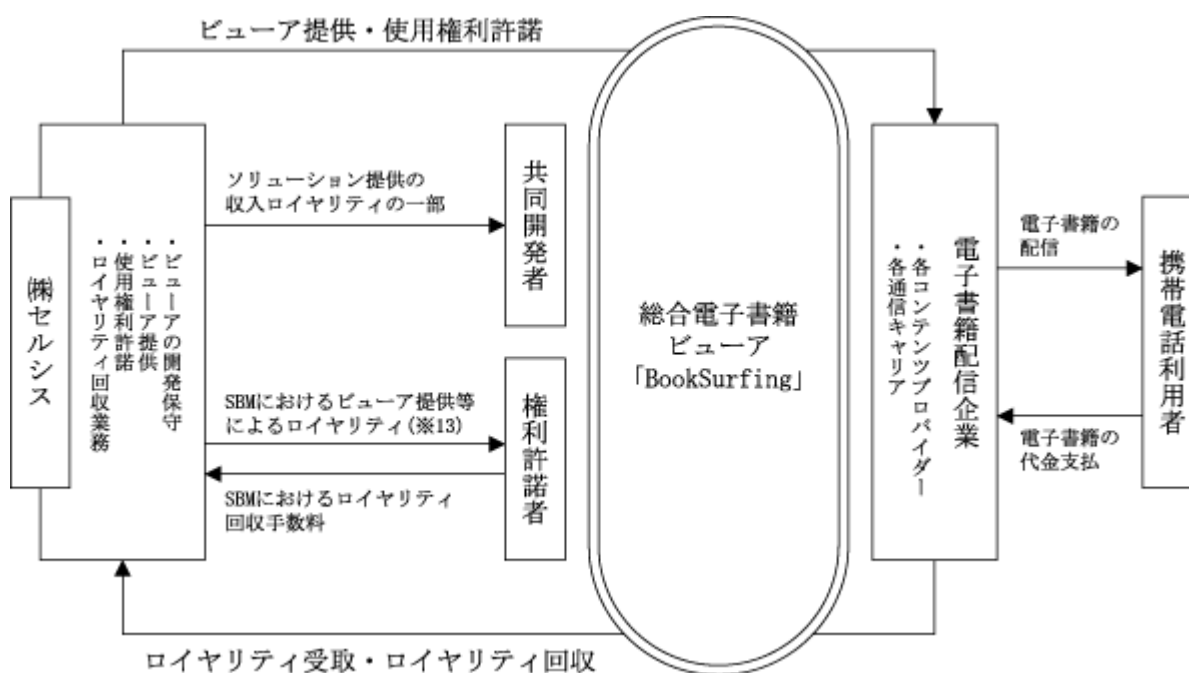
3 ロイヤリティ

特定の権利（主に特許権、商標権、著作権などの知的財産権）を利用する者が、その権利を持つ者に支払う対価のこと。

4 サーバー

コンピュータネットワークにおいて、他のコンピュータからの要求に応じて自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

電子書籍サポート事業の系統図は、次のとおりであります。



5 S B M

ソフトバンクモバイル株式会社

「BookSurfing」による電子書籍の表示方式

次の3つの方式があります。

紙芝居ビュー	マンガ、アニメ、写真集等の画像を、画面サイズに合わせ1枚ずつ紙芝居のように展開する表示方式
スクロールビュー	1枚のページ画像をスクロールしながら再生する表示方式
テキストビュー	縦書き／横書きに対応し、小説等のテキストを表示する表示方式

「BookSurfing」の特徴

次のような特徴があります。

機能	機能の内容
サウンド	場面にあわせて効果音やテーマ曲を鳴らす機能
パイプレーション	場面にあわせた携帯電話のパイプレーション機能
ホットスポット・URLジャンプ（ 6 ）	指定したサイト（URL）へリンクする機能
字幕	字幕、お知らせなどの文字列をスクロール表示する機能
豊富な画面効果	画面や場面の切替え時の演出機能
フキダシの拡大	文字の大きさ調整、フキダシの拡大機能
パラパラアニメ機能	数枚の画像の自動進行による簡易アニメーション演出機能
分岐設定	選択肢作成と内容選択によるストーリー展開の分岐設定機能

6 ホットスポット

画面上の指定された領域やボタンのこと。これをクリックすると他のページや様々な入力画面などにジャンプできる。

クリエイターサポート事業

クリエイターサポート事業におきましては、イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズ及びアニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」等の企画から開発まで、すべて自社内で行っております。

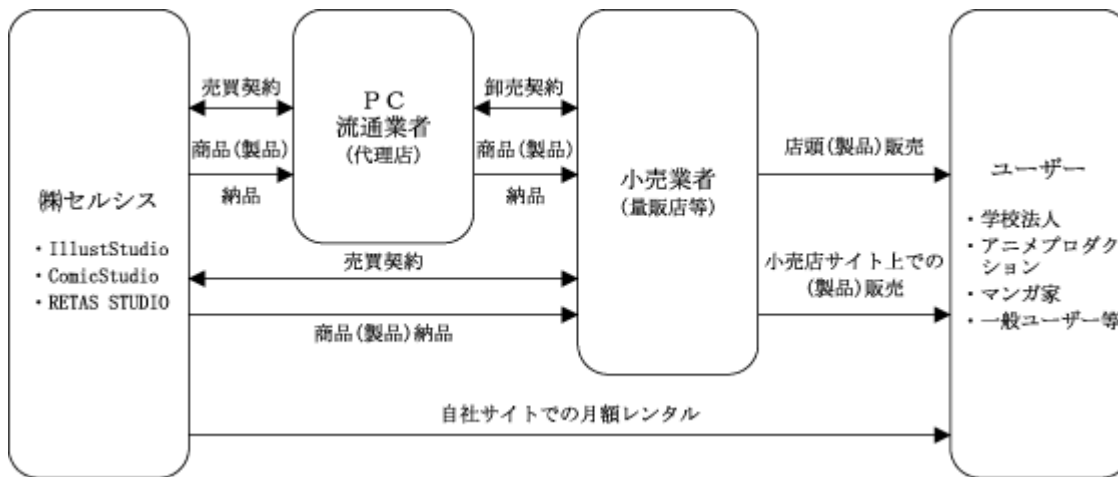
イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズ、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」と、コマ撮りアニメソフトウェア「CLAYTOWN」は、主に、PC流通業者・小売業者、セルシスが運営する通販サイト「セルシスダイレクト」を通して販売しております。

なお、通販サイト「セルシスダイレクト」における販売につきましては、平成21年12月21日をもちまして終了しております。

また、クリエイターサポート事業では、インターネットを通じて、イラスト、マンガ、アニメ、小説を制作するクリエイターの創作活動をトータルに応援するサイト「CLIP」を開始しております。

創作活動応援サイト「CLIP」は、イラスト、マンガ、アニメ、小説等の創作活動に必要なアイテムをレンタルできる「道具をそろえる」、作品制作に利用可能な各種素材をダウンロードしたり、自作の素材を公開できる「素材をさがす」、全国のセブン-イレブン店頭にあるコピー機からプリント出力できる「プリントサービス」、グラフィックソフトの使い方や「CLIP」の活用法を解説する「学ぶ」、作品制作に必要なデータを保管・共有できる「保管・共有する」、作品を発表するサイトを作る「作品を見てもらう」等の各サービスを提供しております。

クリエイターサポート事業の系統図は、次のとおりであります。



「IllustStudio」の主な機能と特徴

PC上でのイラスト制作をサポートする多彩な機能を備えたイラスト制作ソフトウェアです。

主な機能と特徴は次のとおりです。

機能・特徴	機能・特徴の内容
ペンツール	ベクトルマップテクノロジー ^(7) と筆圧感知機能により、手書きのペンタッチを再現。Gペンや丸ペン ^(8) など、ペンの種類を選択する機能。線のブレや乱れを補正する機能。描線にタッチをつける機能。作業しやすいサイズや向きにキャンバスを拡大・縮小・回転する機能。ベクター形式 ^(9) により解像度変更、画像拡大・縮小を行った際の品質維持の機能
ユーザーインターフェイス ^(10)	ユーザーインターフェイスのカスタマイズ機能
ブラシ	水を溶剤とする絵具の描写を再現した「水彩ツール」、カラーズプレーの描写を再現した「エアブラシツール」、毛筆の描写を再現した「筆ペンツール」などのブラシツールを選択できる機能
着色ツール	色の種類・濃さ・明るさ(輝度)を連続的に変化させて着色する「グラデーション」機能、2色の線で囲まれた範囲をその2色を始点と終点として色を連続的に変化させて着色する「等高線塗り」機能。キャラクターの髪の毛など線で囲まれた範囲(閉領域)が複数ある部分を一括して着色できる「閉領域フィルツール」機能
作業効率向上機能	色選択機能、選択範囲指定機能、背景・人工物の作画支援機能、3Dデータ取り込み機能など
入出力	スキャナからの画像の読み込み機能、印刷、JPEG・BMPなどの汎用画像フォーマットの入出力機能、Photoshop形式のデータのレイヤー別読み込み・書き出し機能、デジタルイラスト向けRGB・印刷向けCMYK形式のデータを出力する機能、実際の印刷結果に近い画面表示を見ながら作業ができる機能 ^(11)

7 ベクトルマップテクノロジー

セルシスの特許(登録番号3513490)を使用した、ペンタブレットで入力した線データをリアルタイムでベクター形式^(9)のデータに変換することによりペンで描いたタッチをそのまま画面上で再現できる技術のこと。

8 Gペンや丸ペン

つけペン(端にインクを付けながら筆記・描画に用いる筆記具)に装着することができるペン先のこと。

Gペンは主にメリハリのある線を描写する際に、また丸ペンは主に細い線を描写する際に使用される。

9 ベクター形式

2次元コンピュータグラフィックスをコンピュータ内部で表現するデータ形式のひとつのこと。

10 ユーザーインターフェイス

コンピュータとそれを利用する人間との間で情報をやり取りする際の方式のこと。

11・JPEG

静止画像データの画像形式のひとつのこと。圧縮によりデータ容量を抑えることができる。

・BMP

静止画像データの画像形式のひとつのこと。原則として圧縮は行われない。

・レイヤー

複数の画像を重ねて使用することで画像の編集を容易にする機能のこと。

・Photoshop

Adobe Systems社が開発した汎用画像処理ソフトのこと。

・RGB

赤 (Red)、緑 (Green)、青 (Blue) の3色からなる、色の表現方法のひとつのこと。主にブラウン管・液晶・デジタルカメラなどでの画像再現に使用される。

・CMYK

シアン (Cyan)、マゼンタ (Magenta)、イエロー (Yellow)、キー (Key) の4色からなる、色の表現方法のひとつのこと。主にカラー印刷で使用される。

「ComicStudio」の主な機能

マンガ制作の全ての工程をPC上で行え、イメージした作品に仕上がるまで、何度でも簡単に修正を行うことができます。次のような機能があります。

機能	機能の内容
原稿用紙の設定	4コママンガ用、ハガキサイズ、提携印刷所入稿用などの原稿用紙テンプレートを選択したり、オリジナルの原稿用紙を作成したりする機能
ページ構成の制作	マンガの設計図となるネーム（絵コンテ）を作成する機能
下描き	ネーム（絵コンテ）を元に原稿への下描きをする機能
コマ割り	コマを割りたい部分をカットしてコマの枠線を作成する機能
ペン入れ（絵を描く）	下描きした描線に本番の線を引く機能
背景	写真や3Dデータの取り込み及びパース定規（12）機能によって背景を描写する機能
仕上げ	集中線（13）や流線（14）の作成機能
スクリーントーン	ドラッグ&ドロップによるスクリーントーン（15）の貼り付け機能
セリフ入力	フキダシを作成しセリフを入力する機能

「ComicStudio」の特徴

次のような特徴があります。

特徴	特徴の内容
ペンタッチ	「ベクトルマップテクノロジー」と筆圧感知機能により手書きのペンタッチをPC上で再現
デジタルトーン作業	解像度に依存せずデジタルマンガ特有の「モアレ」(16)が生じないトーンデータを生成できる、そのまま使用できるトーンの素材を収録
制作作業効率化	線の描き直し、トーン貼り替え、セリフ修正など、原稿の変更・修正が可能
ワンソース・マルチユース(17)	ベクター形式のフォーマットにより、ひとつのデータから紙への印刷、印刷所へのデジタル入稿、画像変換によるWeb掲載などが可能。

12 パース定規

透視図法（目に映る像を平面に正確に写すための技法）による描写に使用される画材のこと。

13 集中線

対象を強調したいときやスピード感を出したいときに使用される、集中点と呼ばれる中心へ向かって描かれた複数の線のこと。

14 流線

動きの方向を強調しながらスピード感を出したいときに使用される、平行に描かれた複数の線のこと。

15 スクリーントーン

イラスト、漫画などの作成に用いる、柄のついた、又は白と黒の点がある一定の比率で様々なパターンが印刷されているシール状の画材のこと。

16 モアレ

規則正しい繰り返し模様を複数重ね合わせた時に、それらの周期のずれにより視覚的に発生する縞模様のこと。

17 ワンソース・マルチユース

ひとつのデータを複数の目的や媒体で使用する事。

「RETAS STUDIO」の主な機能

「RETAS STUDIO」は、工程ごとに設計された4つのソフトウェアで構成されています。

ソフトウェア	ソフトウェアの機能・特徴
STYLOS HD	レイアウト・原画・動画の作成から作画修正、影指定などを行う
TraceMan HD	紙に描かれた動画や背景画をコンピュータに取り込み、色彩に適した画像へ変換処理を行う
PaintMan HD	動画の彩色から色指定、特殊効果、セル検査など、仕上げ工程を行う
CoreRETAS HD	彩色されたセルや背景などの素材を組み合わせ、カメラワークや特殊効果の設定を行う

コンテンツ受託制作業務について

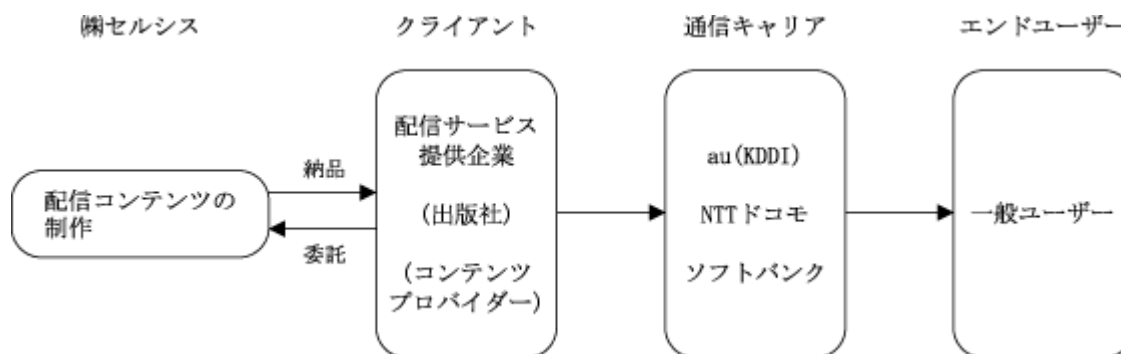
上記に記載しました 電子書籍サポート事業においては、モバイルコンテンツの受託制作業務を、クリエイターサポート業務においてはマルチメディアコンテンツ受託制作業務をそれぞれ行っております。

モバイルコンテンツ受託制作業務におきましては、配信サービス提供事業者などからの受託による「ComicStudioEnterprise」を用いた配信コンテンツの制作（既存マンガの電子データ化）を行っております。

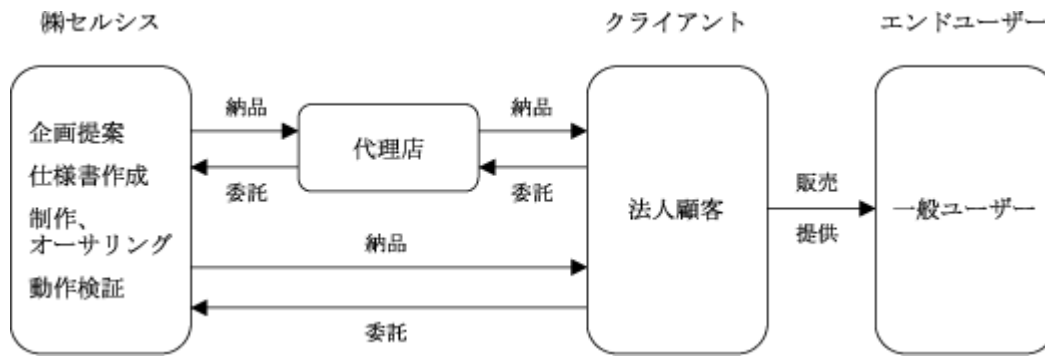
マルチメディアコンテンツ受託制作業務におきましては、法人顧客からの受託によって、インタラクティブ性の高いコンテンツを中心に制作しております。教育ソフト、テレビ番組向けゲーム、雑誌付録、電子マニュアルなどの各種コンテンツを取扱い、企画提案からデザイン・プログラム・検証など、納品までの全制作工程を自社内で行っております。

なお、コンテンツ受託制作業務につきましては、当事業年度より縮小しております。

モバイルコンテンツ受託制作業務の系統図は、次のとおりであります。



マルチメディアコンテンツ受託制作業務の系統図は、次のとおりであります。



(2) エイチアイ

エイチアイ及び連結子会社3社（HI CORPORATION America, Inc.、HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.、HI KOREA & CO.）で構成されているエイチアイグループの事業内容の概要は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等」(2) イ()「() 事業内容」をご参照下さい。

エイチアイグループの各事業の具体的な内容とエイチアイ及び連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

ミドルウェア事業

当事業では、主にミドルウェアのライセンス販売と受託開発業務を行っております。

エイチアイが開発・ライセンス販売・顧客サポートを行うほか、連結子会社3社が開発及び海外顧客のサポートや海外市場のマーケティング活動を行うという体制で推進しております。

ア ライセンス販売

国内外の通信キャリア・携帯端末メーカー・家電メーカー等に対し、3Dレンダリング（注1）エンジン・ソフトウェア「マスコットカプセル（MascotCapsule®）」を中心とするエイチアイ製品のライセンスを供給し、主にエイチアイの製品が搭載された携帯端末等の製品の出荷台数に応じて、ライセンス料を得ております。

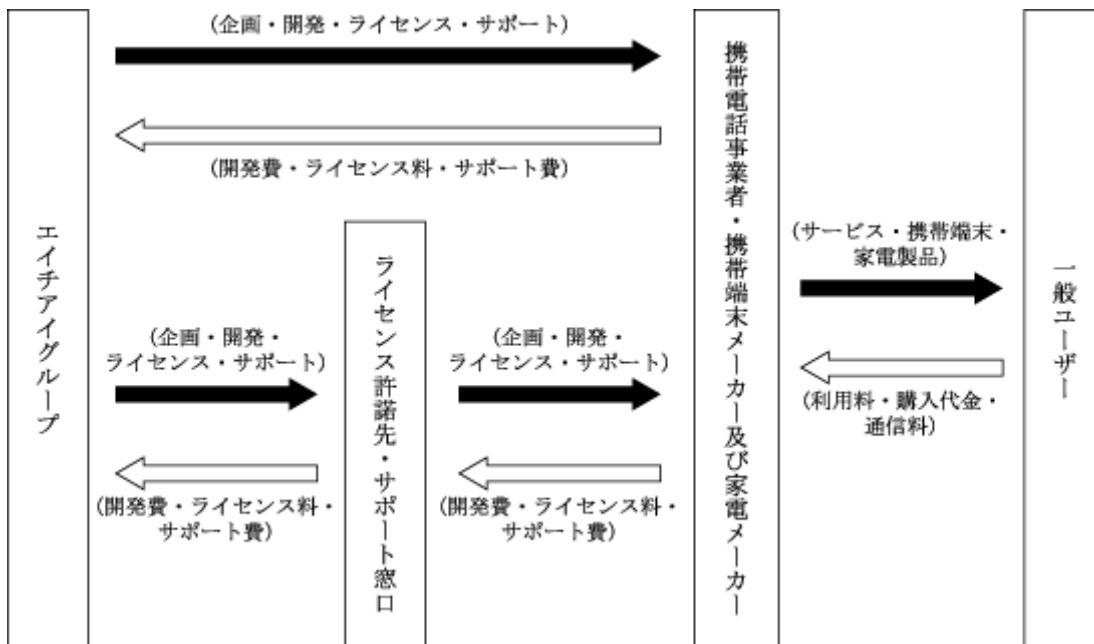
国内におきましては、ライセンス許諾先が主要クライアントである通信キャリア及び携帯端末メーカー等にライセンスを再許諾しているケースと、エイチアイが直接ライセンスを供与しているケースがあります。一方、海外におきましては、主にエイチアイグループが通信キャリア及び携帯端末メーカー、チップメーカー等に直接ライセンスを供与しております。

イ 受託開発

国内外の通信キャリア及び携帯端末メーカー、家電メーカー等から、「マスコットカプセル」と連携して動作するミドルウェア製品の開発業務及びミドルウェア製品の組込み業務を請け負い、開発費を得ております。

受託開発業務は、基本的にエイチアイグループが通信キャリア及び携帯端末メーカー、家電メーカー等と直接契約を締結しております。

[ミドルウェア関連事業の系統図]



アプリケーション事業

当事業では、主に「マスコットカプセル」等のミドルウェアを用いたサービス、コンテンツの受託開発並びに共同開発を、エイチアイが企画・開発・サポートを行う体制で推進しております。エイチアイは、ゲーム機等におけるコンテンツ開発で培った技術力及び経験と、サービスを支え高度化を促す技術との双方を活かしたサービスやコンテンツを国内・海外を問わず提供しております。

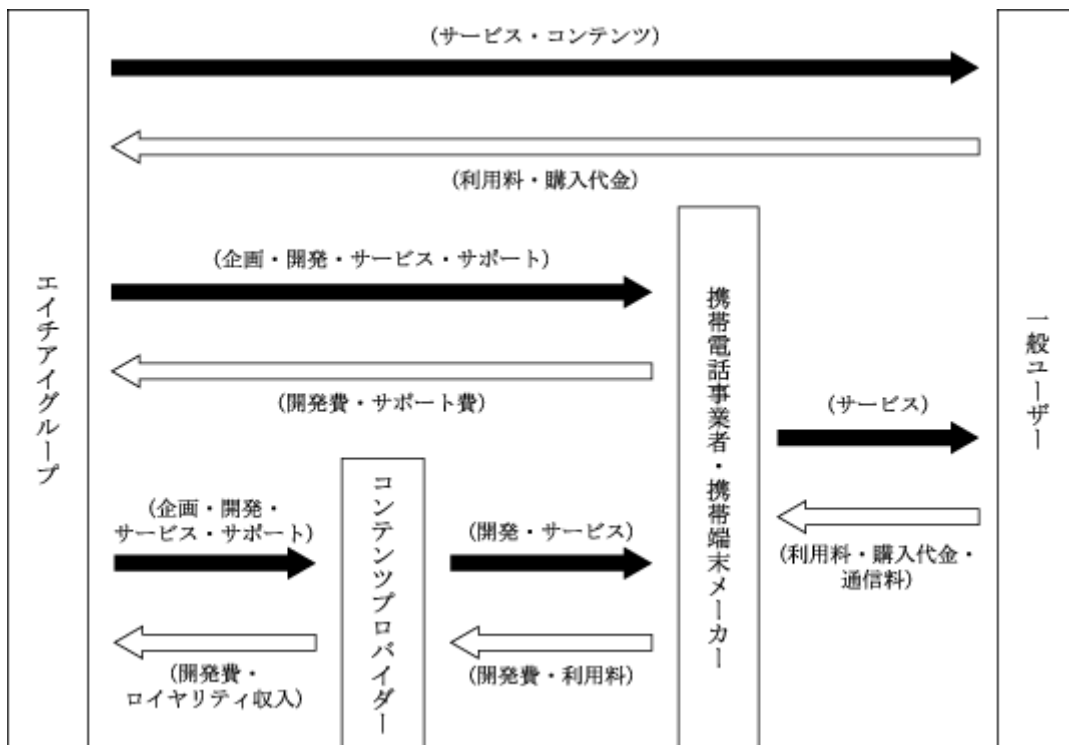
ア 受託開発

エイチアイがコンテンツプロバイダー（注2）あるいは通信キャリアや携帯端末メーカーと直接開発契約を結び、開発費とサポート費を得ております。ロイヤリティが発生する案件では、サービス開始後にコンテンツプロバイダーが得る収入をレベニューシェア（注3）することによりロイヤリティ収入を得ております。

イ 共同開発

コンテンツプロバイダーやサービス事業者との共同事業を行うことによりレベニューシェアによるロイヤリティ収入を得ております。エイチアイも開発費を負担するため、収入はロイヤリティのみとなります。

【アプリケーション事業の系統図】



<用語解説>

(注1) 3Dレンダリング（物体の形状・カメラの向きと画角と位置・光源の強度と位置等の情報をデータとして用意し、プログラムで画像を計算させる手法。人間が手で描く必要がなく、カメラの位置を少しずつ変えたり物体の位置を変えたりするだけで、一度作ったデータから異なる画像を大量に作り出すことが出来るため動画に向いている。）

(注2) コンテンツプロバイダー（インターネットでデジタル化された情報やサービスを提供する事業者。）

(注3) レベニューシェア（収入を分ける取引モデル。）

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において関係会社はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社のそれぞれの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等」（2）「イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両社のそれぞれの最近事業年度末の従業員の状況は以下のとおりです。

セルシス

平成22年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
118 〔38〕	34.8	3.8	5,131,735

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数には、使用人兼務取締役1名を含んでおります。
 3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマーを含みます）の年間平均雇用人員であります。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

エイチアイ

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
150	35.6	6.4	5,585,678

- (注) 1 従業員数は就業人員（エイチアイから社外への出向者を除いております。）であります。
 2 臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる両社につきましても、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

4 【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社、セルシス及びエイチアイグループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営統合に係るリスクとして、次の(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により、両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ次の(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において、当社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づき当社が予測したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日現在において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、例えば当社のテクニカル上場に係る手続が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない場合には、当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) セルシスの事業等のリスク

以下において、セルシスの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資家等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。セルシスといたしましては、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限努める方針であります。本項目の記載はセルシスの事業又はセルシスの株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。セルシスの株式に関する投資判断は本項目以外の記載内容も合わせて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、平成22年10月期会計年度末現在においてセルシスが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

業績の変動について

セルシスの業績は、新しいソフトウェア製品の発売時期及び受託業務にかかる成果物の取引先による検収の時期に、比較的大きな売上計上となりますので、これらの影響によりセルシスの業績も変動するという構造となっております。受託業務全般において、取引先から成果物に対する検収を受けることで売上計上を行っておりますが、取引先からの受託業務の大きさ、需要動向や検収の時期による影響により、セルシスの業績も四半期ごとに変動する可能性があります。

また、セルシスがクリエイターサポート事業において販売するパッケージソフトウェアは、毎期年末年始の販売店における需要が旺盛になるため、毎年10月に出荷のピークを迎え、売上高が第4四半期に集中いたします。さらには、過去3期間において受託案件の検収が第4四半期となったため、結果として売上高が偏重する形になりました。

今後も第4四半期に売上高が偏重するとは限りませんが、上記の構造により、各事業年度の特定の時期に売上高が偏重する可能性があります。

過去の四半期ごとの売上高は以下のとおりとなっております。

四半期売上高の推移

(単位：千円)

	平成22年10月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
四半期売上高	598,679	657,382	671,538	793,519
累計売上高	-	1,256,062	1,927,600	2,721,120
期末売上高への進捗率	22.0%	46.2%	70.8%	100.0%

	平成21年10月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
四半期売上高	609,841	609,498	690,989	785,335
累計売上高	-	1,219,339	1,910,329	2,695,664
期末売上高への進捗率	22.6%	45.2%	70.9%	100.0%

	平成20年10月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
四半期売上高	509,713	593,977	624,775	717,288
累計売上高	-	1,103,690	1,728,466	2,445,754
期末売上高への進捗率	20.8%	45.1%	70.7%	100.0%

主要販売先への依存について

セルシスの売上高取引金額上位となる取引先は、事業年度ごとに異なります。しかしながら、事業年度ごとにセルシスの売上高のうち取引金額上位3社の合計金額に着目しますと、平成20年10月期につきましては売上高全体の31.8%、平成21年10月期につきましては売上高全体の34.9%、平成22年10月期につきましては売上高全体の35.8%をそれぞれ占めております。

セルシスは、事業構造上、大口取引先との取引の継続は避けられず、現在の主要販売先との取引を今後も引続き安定的に維持することが必要となり、またそれは可能であるものと想定しております。大口取引先とは継続的で良好な取引関係を維持しております。しかしながら、これら主要販売先のすべてとの間に長期又は継続的な取引契約が存在するものではありませんので、万一現在の主要販売先との取引継続が困難となった場合には、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

セルシスが主に事業展開しているソフトウェア業界は、技術革新の速度及びその変化度が著しい業界であり、新技術、新サービスが次々と生み出されております。セルシスとしては、担当部門において当該技術革新に対応するよう研究開発に努めており、Android携帯等スマートフォンへの新機種に対応を行っております。しかしながら、万一、今後新規に登場する各種情報端末に適切に対応することができなかった場合又はセルシスが想定していない新技術、新サービスが普及等した場合には、セルシスの提供するソフトウェア、サービス等が陳腐化し、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

現在、セルシスの主な事業を推進するうえで、直接的規制を受けるような法的規制はありませんが、セルシスは顧客の個人情報保有・管理しており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当します。完全に外部からの不正アクセス等を防止できる保障はなく、また、人的ミス等社内管理上の問題により、個人情報が漏洩する可能性は常に存在するため、個人情報の管理コストが増加する等、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。万一、個人情報が外部に漏洩するような事態になった場合には、社会的信用の失墜、損害賠償の請求等により、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、セルシスはホームページ上での通信販売や「CLIP」などインターネットを活用したサービスを提供しております。インターネットサービスにつきましては、不可欠のインフラとして社会に浸透していく一方で、従来法令が想定していなかったインターネット特有のトラブルも発生していることから、これに対応するための新たな法的規制が行われる可能性があります。また、個人情報の管理につきましても、個人情報の漏洩や不正利用が後を絶たない社会情勢を踏まえ、企業により厳格な個人情報管理を求める法改正がなされる可能性があります。新たな法的規制の適用対象がセルシスの事業に及んだ場合には、セルシスの事業活動に影響を及ぼす可能性があり、また、当該規制に対応するために、サービス内容の変更やコストが増加する等、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

セルシスは、これまで第三者の知的財産権に関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。また、コンテンツの受託制作においては、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先委託企業に確認するよう努めております。しかしながら、セルシスの事業分野における知的財産権の現況を全て把握することは非常に困難であり、セルシスが把握できていないところで第三者の知的財産権を侵害している可能性は否定できません。万一、セルシスが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求又は使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、セルシスでは、特許権、商標権等の出願を行い、知的財産権の保全を図っておりますが、これらの出願が認められない可能性や取得済みの特許権等が第三者により侵害される可能性があります。このような場合には、解決するまでに多くの費用や時間を費やすことが予想され、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成について

セルシスの事業拡大につきましては、急速な技術革新への対応、継続的な研究開発等が不可欠であり、これらに対応する優秀な人材を適切な時期に確保し、育成することが必要であると考えております。そのため、セルシスでは人材確保に注力するとともに人事評価も四半期ごとに実施する等の施策を行っておりますが、セルシスが必要とする能力のある人材を計画どおりに確保又は育成することができなかった場合には、セルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出資等による業務提携について

セルシスでは、当事業年度末で投資有価証券及び関係会社株式187,072千円を保有しております。セルシスは事業シナジーが見込める国内外のコンピュータソフトウェア関連企業に対して出資しております。

また、開発型企業であるセルシスは技術獲得等のためにもM&A及び提携戦略は重要であり、必要に応じてこれらを検討していく方針であります。これらの出資先は今後のセルシスの事業推進に貢献するものと期待しておりますが、出資先の経営環境や経済環境の急変等何らかの事情により、出資・投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全に否定できません。このような場合、出資先の株式の減損処理等によりセルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連会社について

セルシスは、関連会社である5digistar株式会社に75,772千円の出資をしており、平成22年10月期における持分法を適用した場合の投資損失の金額は6,546千円であります。同社への出資は今後のセルシスの電子書籍サポート事業において事業シナジーが見込め、収益に貢献するものと期待しておりますが、同社の経営環境や経済環境の急変等何らかの事情により、出資・投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全に否定できません。このような場合、持分法を適用した場合の投資損失の金額が拡大する可能性や同社の株式の減損処理等によりセルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットを利用したサービスの提供について

セルシスは、インターネットを利用したサービスを提供するにあたっては、バックアップ体制の構築等の様々なトラブル対策を施しております。しかしながら、何らかの通信上の障害が発生する可能性を完全に排除することは技術的に困難であり、ネットワーク障害によってサービスの提供ができない状態が長時間続いた場合、サービスの利用者に対する補償等が発生しセルシスの事業に影響を及ぼす可能性があります。

新規ソフトウェア開発投資について

セルシスが事業を展開するソフトウェア及びインターネットサービスの業界においては技術革新の速度が非常に速いことから、セルシスでは常に魅力ある製品・サービスを提供して競争力を維持するため継続的な研究開発・設備投資を行っております。しかしながら、業界動向の変化等により投資を回収できるだけの収益が得られなかった場合にはセルシスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) エイチアイの事業等のリスク

エイチアイグループの業績及び財務状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてエイチアイグループが判断したものであります。

経済状況や流行等の変化によるリスクについて

携帯電話等の組込み機器向けミドルウェア及びコンテンツ類は、エイチアイグループの営業収益の主要な部分を占めています。しかし、当該ミドルウェア及びコンテンツ類はエンタテインメント性が高く、多くの場合ユーザーにとって必要不可欠なものとは言えません。したがって、その地域又は国の経済状況、流行等の変化により、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

新製品開発に関するリスクについて

エイチアイグループは研究開発型の企業グループであり、将来の成長は新製品の開発と販売に依存します。しかしながら、エイチアイグループがおかれた業界は急速な技術的進歩に支えられており、将来の成長は不確実なものであるため、以下のようなリスクが存在します。これらの事象が発生した場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 急激な技術の進歩や標準規格の変化等により、新製品を市場に投入できないこと
- ・ 新製品の市場投入時期の遅れにより、製品が陳腐化すること
- ・ 市場のニーズを十分に捉えきれず、魅力的な新製品を開発できないこと、また、開発した新製品の売上が伸びないこと

外的要因による業績の変動について

ミドルウェア事業における主な納入先は、通信キャリアや携帯端末メーカー、携帯端末向けチップメーカーなどであり、したがって、発注者である通信キャリア又はメーカーの販売方針や開発スケジュールに大きく左右され、受託開発売上やライセンス料収入の計上時期は、エイチアイグループの計画と大幅に乖離する可能性があります。今後は、エイチアイグループが保有する技術の提供を海外や携帯端末以外の機器に拡大し、外的要因による業績への変動の影響を緩和する方針ですが、計画どおりに事業の拡大が図れない場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の参入によるリスクについて

エイチアイグループの主力製品である「マスコットカプセル (MascotCapsule®) 」は、プラットフォームに依存せず、リアルタイム3Dレンダリングエンジン・ソフトウェアとして、限られたハードウェア資源でも高機能3Dアプリケーションが快適に動作する環境を提供しています。このため、携帯端末市場においては、国内及び海外において多くの機種に搭載されています。しかしながら、競合他社が機能的・價格的に優位な製品で参入し、エイチアイグループが市場シェアを維持することが困難になった場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競合他社の参入により価格競争が激化し価格面で競争力を失った場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開上のリスクについて

エイチアイグループの海外での生産活動及び販売活動は、北米、欧州及びアジアで行われており、以下のようなコントリリスクが存在します。これらの事象が発生した場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 政権交代
- ・ 予期しない法律又は規制等の変更
- ・ テロ、戦争、その他エイチアイグループにとって不可抗力の外的要因

為替の変動によるリスクについて

エイチアイグループの事業は、全世界をマーケットとしたものであり、今後も海外売上高の比率はますます高まってくることを想定しております。エイチアイグループといたしましては、必要に応じて為替予約等の対策を行う方針ではありますが、円換算時の為替レートの変動によっては、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスクについて

エイチアイグループは、研究開発型の企業グループであり、新製品の開発・販売を目指しております。しかし、仮に新製品の開発に成功したとしても、現在特許申請中の事案も含め、それが知的財産権として保護される保証はありません。また、エイチアイグループの独自の技術ノウハウが特定の地域では知的財産権による完全な保護が不可能、又は限定的にしか保護されない可能性があります。そのため、他社がエイチアイグループの知的財産を使って類似した製品を製造するのを効果的に防止できない可能性があります。さらに、エイチアイグループの将来の製品又は技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。これらの事象が生じた場合、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルによるリスクについて

エイチアイグループの事業は、コンピューターシステムを結ぶネットワークに依存しており、自然災害や不慮の事故等によって、これらのインフラが正常に機能しなくなった場合には、エイチアイグループの生産及び営業活動に支障を来す可能性があります。また、通信キャリアやコンテンツプロバイダーのサーバーが作動しなくなったり、あるいはエイチアイグループや通信キャリア及びコンテンツプロバイダーのハードウェア又はソフトウェアの欠陥等が原因となり、正常なコンテンツ制作や配信、売買が行われず、又はシステムの停止に陥る可能性があります。さらに、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪やエイチアイの役職員の過誤等によって、エイチアイグループが関与するコンテンツが書き換えられたり、重要なデータを消去又は不正に搾取されたりするおそれがあります。これらの障害が発生した場合には、エイチアイグループに直接間接的に損害が生じ、エイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ビジネスパートナーに関するリスクについて

エイチアイグループは、将来における技術開発や国内外におけるビジネス展開において相乗的な効果を発揮するため、積極的に他社と協業・提携を進めております。しかし、今後において予期せぬ事象により当事者間で不一致が生じた場合、相乗効果が期待できずエイチアイグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成並びにプログラマー等の退職に関するリスクについて

エイチアイグループの事業は、その大半がヒューマンリソースに依存しております。エイチアイグループでは優秀な人材の獲得及び確保のための投資をしておりますが、経済状況やエイチアイグループの業績によっては投資に見合う人材の獲得ができない可能性があります。また、エイチアイグループでは将来に向けた社内での人材育成に取り組んでおりますが、人材の流動が激しい当業界においては、必ずしも育成した人材がエイチアイの事業に寄与し続けるとは限らず、状況によっては投資に見合う成果を生み出せない可能性があります。加えて、プログラマー等の退職者が一時的に多数発生した場合、又は、競合他社へ転職した場合、技術力や開発力が低下し、エイチアイグループの競争力の低下を招く可能性があります。こうした事態を防ぐため、エイチアイグループでは社内の風通しの良さや個人としての働きやすさといった職場環境に配慮するとともに、業務に必要な知的財産権やノウハウ等を会社として蓄積するといった取り組みを日々行っておりますが、それでも大量の退職者の発生や競合他社への転職があった場合には、技術力や開発力が低下し、エイチアイグループの競争力の低下を招く可能性があります。さらに、エイチアイグループではエイチアイグループの事業展開に必要な人材の採用を進め、これにより、技術力の向上あるいはサービスの質を維持又は向上させることを目指しておりますが、一方で、固定費の高止まりや増大が生じ、競争力の低下を招く可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

平成24年4月2日現在の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	6,635,570株(注)	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、また、単元株式数は100株です。
計	6,635,570株		

(注) セルシスの発行済株式総数33,833株(平成23年10月31日現在)及びエイチアイの発行済株式総数30,974株(平成23年9月30日現在)に基づき、本株式移転の株式移転比率(「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 4 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠 (1) 株式移転比率」をご参照下さい。)を勘案して算出しております。ただし、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、本株式移転日(平成24年4月2日)の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転日の前日までにセルシス又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

両社が発行した新株予約権は、本株式移転日（平成24年4月2日）をもって消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

アートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権

新株予約権の数	90個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	534円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：534円（注）5 資本組入額：267円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙3の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 平成23年11月25日現在のセルシス第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第1回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第1回新株予約権の数（90個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（300株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙3の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙3の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数	5個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	1,500株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	534円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：534円（注）5 資本組入額：267円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- （注）1 平成23年11月25日現在のセルシス第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第2回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第2回新株予約権の数（5個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（300株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙5の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙5の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数	226個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	67,800株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	534円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成27年2月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：534円（注）5 資本組入額：267円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- （注）1 平成23年11月25日現在のセルシス第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第3回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第3回新株予約権の数（226個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（300株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙7の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙7の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数	216個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	64,800株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	800円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年1月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：800円（注）5 資本組入額：400円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙9の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 平成23年11月25日現在のセルシス第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日(平成24年4月2日)の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第4回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第4回新株予約権の数(216個)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数(300株)を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙9の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙9の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権

新株予約権の数	140個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	1,396円(注)4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年11月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:1,396円(注)5 資本組入額:698円(注)5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙11の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 平成23年11月25日現在のセルシス第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日(平成24年4月2日)の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第5回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第5回新株予約権の数(140個)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数(100株)を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙11の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙11の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数	188個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	18,800株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	1,190円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年11月15日から平成31年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：1,190円（注）5 資本組入額：595円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙13の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- （注）1 平成23年11月25日現在のセルシス第6回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、セルシス第6回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のセルシス第6回新株予約権の数（188個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（100株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、セルシス第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙13の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙13の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権

新株予約権の数	591個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	248,220株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	655円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：655円（注）5 資本組入額：328円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙15の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙15の12.をご参照下さい。

- (注) 1 平成23年11月25日現在のエイチアイ第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、エイチアイ第3回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のエイチアイ第3回新株予約権の数（591個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（420株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、エイチアイ第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙15の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙15の9.をご参照下さい。

アートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権

新株予約権の数	596個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	62,580株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	655円（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年2月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：655円（注）5 資本組入額：328円（注）5
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙17の7.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙17の12.をご参照下さい。

- (注) 1 平成23年11月25日現在のエイチアイ第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日（平成24年4月2日）の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のアートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権を交付します。なお、かかる新株予約権の数は、エイチアイ第4回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 平成23年11月25日現在のエイチアイ第4回新株予約権の数（596個）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数（105株）を乗じた数を記載しております。なお、実際の新株予約権の目的となる株式の数は、エイチアイ第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙17の5.をご参照下さい。
- 5 本株式移転計画別紙17の9.をご参照下さい。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年4月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成24年4月2日	6,635,570 (予定) (注)	6,635,570 (予定) (注)	1,000	1,000	250	250

(注) セルシスの発行済株式総数33,833株(平成23年10月31日現在)及びエイチアイの発行済株式総数30,974株(平成23年9月30日現在)に基づき、本株式移転の株式移転比率(「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 4 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠(1) 株式移転比率」をご参照下さい。)を勘案して算出しております。ただし、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、本株式移転日(平成24年4月2日)の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転日の前日までにセルシス又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日(平成24年1月5日)現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるセルシスの最近事業年度末日(平成22年10月31日)現在の所有者別状況及びエイチアイの最近事業年度末日(平成23年3月31日)現在の所有者別状況は以下のとおりです。

セルシス

平成22年10月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	9	36	11	1	1,701	1,762	-
所有株式数(株)	-	3,972	418	8,402	1,175	4	16,640	30,611	-
所有株式数の割合(%)	-	12.98	1.36	27.45	3.84	0.01	54.36	100	-

エイチアイ

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	23	29	10	4	4,108	4,178	-
所有株式数(株)	-	496	1,480	10,993	330	38	17,626	30,963	-
所有株式数の割合(%)	-	1.60	4.78	35.50	1.07	0.12	56.93	100	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となるセルシスの最近事業年度末日（平成22年10月31日）現在の議決権の状況及びエイチアイの最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在の議決権の状況は以下のとおりです。

ア セルシス

平成22年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,611	30,611	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	30,611		
総株主の議決権		30,611	

イ エイチアイ

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 30,963	30,963	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	30,963		
総株主の議決権		30,963	

【自己株式等】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となるセルシスの最近事業年度末日（平成22年10月31日）現在の自己株式の状況及びエイチアイの最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在の自己株式の状況は以下のとおりです。

ア セルシス

平成22年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の所在	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計					

イ エイチアイ

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の所在	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

アートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成16年1月28日 定時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 監査役 1名 従業員 35名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第1回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権

決議年月日	平成16年1月28日 定時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第2回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権

決議年月日	平成17年2月16日 臨時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 監査役 1名 従業員 13名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第3回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権

決議年月日	平成18年1月25日 定時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 監査役 2名 従業員 39名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第4回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権

決議年月日	平成19年1月30日 定時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 監査役 2名 従業員 65名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第5回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権

決議年月日	平成22年1月28日 定時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 76名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 セルシス第6回新株予約権の決議年月日です。

2 セルシス第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権

決議年月日	平成16年1月27日 臨時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 監査役 1名 従業員 29名 子会社取締役 2名 子会社従業員 3名 取引先等 1名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 エイチアイ第3回新株予約権の決議年月日です。

2 エイチアイ第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

アートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権

決議年月日	平成18年3月16日 臨時株主総会決議（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名 従業員 97名 子会社取締役 1名 子会社従業員 15名 取引先等 3名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 エイチアイ第4回新株予約権の決議年月日です。

2 エイチアイ第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。

なお、当社の年間配当の金額につきましては、これまでの両社の配当方針、配当水準、今後の当社の業績等を総合的に勘案して決定することを予定しております。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成24年4月2日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会決議又は取締役会決議によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年12月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

セルシス

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月
最高(円)	244,000	158,000	265,000	230,000	200,000
最低(円)	80,000	63,000	84,800	92,000	51,400

(注) 最高・最低株価は、第20期以前は株式会社名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであり、第21期より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

エイチアイ

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)		766,000	191,000	269,900	305,000
最低(円)		97,200	24,000	27,200	71,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前は株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)におけるものであり、平成22年4月1日より株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。) JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

なお、平成19年4月12日をもってジャスダック証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

セルシス

月別	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月
最高(円)	96,000	83,900	68,800	63,000	57,900	49,500
最低(円)	81,500	65,100	51,500	51,400	41,100	38,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

エイチアイ

月別	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月
最高(円)	104,500	99,600	76,200	73,300	61,400	55,800
最低(円)	88,000	63,000	49,100	53,500	42,600	40,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

平成24年4月2日に就任を予定している当社の役員（以下「就任予定役員」といいます。）の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するセルシスの株式数 (2)所有するエイチアイの株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
代表取締役 会長		川端 一生	昭和37年7月22日生	昭和59年4月 関西日本電気ソフトウェア株式会社入社 昭和61年11月 神戸日本電気ソフトウェア株式会社入社 昭和63年8月 株式会社ジェロン入社 平成2年4月 有限会社エイチアイ入社（現 エイチアイ） 平成3年10月 エイチアイ代表取締役（現任） 平成10年6月 Mascot Capsule Inc. (現 HI CORPORATION America, Inc.) 取締役（現任） 平成14年8月 Mascot Capsule Singapore Pte. Ltd. (現 HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.) 取締役	(注) 2	(1) - 株 (2) 1,887株 (3) 198,135株
代表取締役 社長		村上 匡人	昭和43年5月17日	平成4年4月 ソニー株式会社入社 平成18年4月 セルシス入社 平成19年1月 同社取締役 平成19年8月 同社取締役業務企画部長 平成20年10月 5digistar株式会社代表取締役社長 平成20年11月 セルシス取締役 平成22年1月 同社業務支援部長 平成23年1月 同社取締役経営支援部長（現任）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
取締役		川上 陽介	昭和35年9月28日	昭和62年4月 株式会社キャディックス入社 平成3年5月 セルシス設立代表取締役社長 平成19年1月 同社代表取締役会長 平成20年1月 同社取締役会長 平成21年12月 株式会社マスターピース取締役 平成22年1月 セルシス取締役 平成23年1月 同社顧問（現任） 平成23年2月 株式会社マスターピース代表取締役社長（現任） 5digistar株式会社代表取締役社長（現任） 株式会社ネットディメンション取締役（現任）	(注) 2	(1) 2,464株 (2) - 株 (3) 246,400株
取締役		伊藤 賢	昭和43年3月26日	平成3年4月 ピーアーク株式会社（現ピーアークホールディングス株式会社）入社 平成13年2月 セルシス入社 平成14年8月 同社総務部長 平成15年1月 同社取締役総務部長 平成18年12月 同社取締役財務部長 平成20年11月 同社取締役財務経理部長 平成23年1月 同社取締役管理部長（現任）	(注) 2	(1) 147株 (2) - 株 (3) 14,700株
取締役		青山 智信	昭和43年5月15日生	平成3年4月 日産トレーディング株式会社入社 平成12年11月 株式会社ACCESS入社 平成22年6月 エイチアイ入社 インターフェイス技術部門営業部担当部長 平成23年1月 同社インターフェイス技術部門副部長（現任） 平成23年6月 同社取締役（現任）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するセルシスの株式数 (2)所有するエイチアイの株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
取締役		星 和彦	昭和42年 1月20日生	平成2年4月 株式会社久世入社 平成15年7月 ゼロエクス株式会社入社 平成16年2月 インブループテクノロジーズ株式会社転籍 平成19年4月 住信インベストメント株式会社入社 平成19年11月 エイチアイ入社 管理部財務経理課課長 平成20年5月 同社管理部部長 平成20年6月 同社取締役（現任） 平成20年8月 HI CORPORATION America, Inc. 最高財務責任者（現任） 平成22年4月 エイチアイ管理部部門長（現任） 平成22年4月 HI KOREA & CO. 理事	(注) 2	(1) - 株 (2) 6 株 (3) 630株
監査役 (常勤)		渡辺 優	昭和22年 9月11日	昭和46年4月 株式会社ニチイ（現株式会社マイカル）入社 昭和49年11月 株式会社マルエツ入社 昭和61年2月 株式会社ベターライフ取締役管理部長 平成元年1月 同社監査役 平成元年2月 株式会社アイジーエス入社 平成元年3月 同社取締役経営企画室長 平成4年3月 同社監査役 平成4年5月 ビーアーク株式会社（現ビーアークホールディングス株式会社）入社 平成4年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成14年1月 セルシス監査役（現任） 平成20年10月 5digistar 株式会社監査役（現任）	(注) 3	(1)195株 (2) - 株 (3)19,500株
監査役		大澤 孝	昭和16年 2月18日生	昭和38年4月 野村證券株式会社入社 平成5年5月 上田短資証券株式会社常務取締役 平成9年10月 同社代表取締役社長 平成14年9月 有限会社シーアンドディー取締役 平成15年6月 エイチアイ監査役（現任） 平成20年4月 HI KOREA & CO. 監事	(注) 3	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		小高 正裕	昭和36年 4月20日	昭和61年10月 サンワ等松監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成2年3月 公認会計士登録、税理士登録、小高正裕公認会計士事務所開業（現任） 平成15年6月 榛原鱈販売株式会社監査役（現任） 平成19年1月 セルシス監査役（現任）	(注) 3	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
計						(1)2,806株 (2)1,893株 (3)479,365株

(注) 1 監査役の大澤孝及び小高正裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 取締役の任期は、当社の設立日である平成24年4月2日から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査役の任期は、当社の設立日である平成24年4月2日から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 4 所有するセルシスの株式数は、平成23年10月31日現在のセルシスの株式の所有状況に基づき記載しております。また、所有するエイチアイの株式数は、平成23年9月30日現在のエイチアイの株式の所有状況に基づき記載しております。よって、就任予定役員による両社株式の取引や新株予約権等の行使等により、本株式移転日（平成24年4月2日）の前日において就任予定役員がそれぞれ実際に所有する両社の株式数は、変動することがあります。
- 5 割り当てられる当社の株式数は、上記の株式の所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率（「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 4 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠（1）株式移転比率」をご参照下さい。）を勘案して算出しております。ただし、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。また、本株式移転日（平成24年4月2日）の前日において就任予定役員がそれぞれ実際に所有する両社の株式数が上記の株式の所有状況から変動した場合、実際に割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決定している役名及び職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの筆頭として、企業グループとしての長期的、継続的な発展と企業価値の最大化を実現するうえで、経営の透明性の確保及びコンプライアンスの徹底を図る為に、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していく事を基本的な方針としてまいります。

企業統治の体制

ア 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営の重要事項に関する意思決定及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役及び監査役会を設置する予定です。

取締役会は6名で構成（監査役3名も同席）し、定時取締役会は毎月1回開催する予定です。取締役会では、後記のグループ戦略会議を経て上程された議案、当社グループ全体の事業計画、重要な設備投資等の当社グループ全体にとって重要な事項を議論し、意思決定を行う予定です。

当社は監査役制度を採用する予定です。3名の監査役による監査役会を組織し、定時監査役会は毎月1回開催する予定です。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性や取締役等の業務執行状況を議論し、監査役会としての意見について決定を行う予定です。

また、当社では、子会社各社の業績及び事業進捗のモニタリング、グループ全体の事業ポートフォリオの管理及び意思決定を行う目的で、当社取締役、監査役及び当社の完全子会社となる両社取締役により構成されるグループ戦略会議を開催する予定です。グループ戦略会議では、両社の事業報告等の事業進捗のモニタリングやセグメント別の事業評価等の事業ポートフォリオ管理等を議論し、当社グループの事業や管理に関する協議を行う予定です。かかる協議を経て、当社グループ全体にとって重要な事項については取締役会に上程を行い、そうでない事項についてはグループ戦略会議で意思決定を行う等、当社取締役会での意思決定を行う前段階での当社グループの意思決定機関となる予定です。

イ 内部統制システムの整備の状況

当社では子会社各社の業績及び事業進捗のモニタリング、グループ全体の事業ポートフォリオの管理及び意思決定を行う目的で、当社取締役、監査役及び当社の完全子会社となる両社取締役により構成されるグループ戦略会議を開催する等のグループ内における適切な業務報告と情報の共有を行っていく予定です。

ウ リスク管理体制の整備の状況

当社では損失の危機を最小限に留めるための管理体制の整備を行っていく予定です。

エ 会社の機関、コーポレート・ガバナンス体制

「ア 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」のとおり、経営の重要事項に関する意思決定及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役及び監査役会を設置し、監査役制度を採用し、さらに子会社各社の業績及び事業進捗のモニタリング、グループ全体の事業ポートフォリオの管理及び意思決定を行う目的でグループ戦略会議を設置する予定です。

その他の会社の機関、コーポレート・ガバナンス体制について、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在設置を予定しているものはありません。

内部監査及び監査役監査の実施

内部監査については、概ね1～2名で実施することを、監査役監査については、3名（うち常勤1名程度）で実施することを、それぞれ予定しております。

内部監査では、組織、制度及び業務が法令や社内規程等に従い適切かつ有効に運用されているかを監査する予定です。

会計監査の実施

金融商品取引法に基づく監査は、新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

社外監査役との関係

社外監査役は2名選任する予定です。

社外監査役の小高正裕氏は当社の完全子会社となるセルシスの社外監査役に就任しております。また、社外監査役の大澤孝氏は当社の完全子会社となるエイチアイの社外監査役に就任しております。このほか、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役（社外監査役であった者を含む。）との間で損害賠償責任を、法令が定める限度額において、限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。

当該契約の内容に関しては、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在未定です。

会計監査人の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で損害賠償責任を、法令が定める限度額において、限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。

当該契約の内容に関しては、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在未定です。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は500百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役報酬等の額は60百万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定です。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定める予定です。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は3名以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役及び監査役の選任に関する決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する旨を定款で定める予定です。

また、取締役の選任については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

< 中間配当 >

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。これは株主への機動的な利益還元を目的としております。

< 自己株式の取得 >

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を行うことを目的としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める限度額において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

監査公認会計士等に対する報酬の内容

当社は新設会社であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在未定です。なお、金融商品取引法に基づく監査は、新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

その他重要な報酬の内容

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在未定です。

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在未定です。

監査報酬の決定方針

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する旨を定款で定める予定です。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（セルシスについては平成23年1月28日提出、エイチアイについては平成23年6月29日提出）及び四半期報告書（セルシスについては平成23年3月11日、平成23年6月10日及び平成23年9月9日提出、エイチアイについては平成23年8月12日及び平成23年11月14日提出）をご参照下さい。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定です。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ア セルシス

事業年度 第20期（自平成21年11月1日 至平成22年10月31日）

平成23年1月28日関東財務局長に提出

イ エイチアイ

事業年度 第22期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

平成23年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

ア セルシス

事業年度 第21期第1四半期（自平成22年11月1日 至平成23年1月31日）

平成23年3月11日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期（自平成23年2月1日 至平成23年4月30日）

平成23年6月10日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第3四半期（自平成23年5月1日 至平成23年7月31日）

平成23年9月9日関東財務局長に提出

イ エイチアイ

事業年度 第23期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

平成23年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第23期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

平成23年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

ア セルシス

アの有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成24年1月5日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成23年2月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書

平成23年4月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

平成23年11月25日関東財務局長に提出

イ エイチアイ

イの有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成24年1月5日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成23年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

平成23年11月25日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

両社とも該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

セルシス

株式会社セルシス 本店

（東京都新宿区西新宿四丁目15番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

エイチアイ

株式会社エイチアイ 本店

（東京都目黒区東山一丁目4番4号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるセルシスの最近事業年度末日（平成22年10月31日）現在の株主の状況及びエイチアイの最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在の株主の状況は以下のとおりです。

1 セルシス

平成22年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
川上陽介	東京都世田谷区	4,329	14.14
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11-3	2,587	8.45
小杉誠	群馬県高崎市	1,415	4.62
兼松グランクス株式会社	東京都新宿区大久保二丁目4-12	1,050	4.43
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川四丁目5-15	1,050	3.43
東映アニメーション株式会社	東京都練馬区東大泉二丁目10-5	1,017	3.43
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18-18	900	3.32
株式会社ドワンゴ	東京都中央区日本橋浜町二丁目31-1	900	2.94
株式会社サンライズ	東京都杉並区上井草二丁目44-10	750	2.45
株式会社トムス・エンタテインメント	東京都新宿区西新宿七丁目20-1	750	2.21
計	-	14,748	48.17

2 エイチアイ

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
有限会社川端本舗	神奈川県横浜市都筑区大丸7-26	2,800	9.04
川端一生	神奈川県横浜市都筑区	1,887	6.09
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11-1	1,840	5.94
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区代々木四丁目30-3	1,600	5.16
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂一丁目7-1	1,520	4.90
キヤノン株式会社	東京都大田区下丸子三丁目30-2	1,200	3.87
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目2-5	1,000	3.22
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18-18	840	2.71
矢部幸喜	神奈川県横浜市青葉区	540	1.74
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	480	1.55
計	-	13,707	44.26

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年4月2日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年4月2日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年1月5日）現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。